

民法（債権関係）改正と課題

吉備国際大学大学院（通信制）知的財産学研究科
特任教授 加賀山 茂

本稿の目的

2020年4月1日から施行されている民法（債権法）改正のうち、難解と思われる主要な条文について概観し、それらの条文の課題と再改正の必要性について検討します。

民法総則

民法3条の2（意思能力）

| 改正民法 | 旧規定 | 再改正案（加賀山私案） |
|---|-----|--|
| 第3条の2 法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、 <u>無効とする。</u> | — | 第3条の2（意思能力を欠く場合の法律行為の取消し） 法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、 <u>本人又はその代理人若しくは承継人に限り、取り消すことができる。</u> |

民法93条（心裡留保）

| 改正民法 | 旧規定 | 再改正案（加賀山私案） |
|---|--|--|
| 第93条（心裡留保） ①意思表示は、表意者がその真意ではないことを知っていたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。 ②前項ただし書の規定による意思表示の無効は、 <u>善意の第三者に対抗することができない。</u> | 第93条（心裡留保） 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知っていたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方が表意者の真意を知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。 | 第93条（心裡留保） ①意思表示は、表意者がその真意ではないことを知っていたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。 ②前項ただし書の規定による意思表示の無効は、 <u>第三者がその意思表示が表意者の真意でないことを知り、又は知ることができたときに限り、表意者がその第三者に対して主張することができる。</u> |

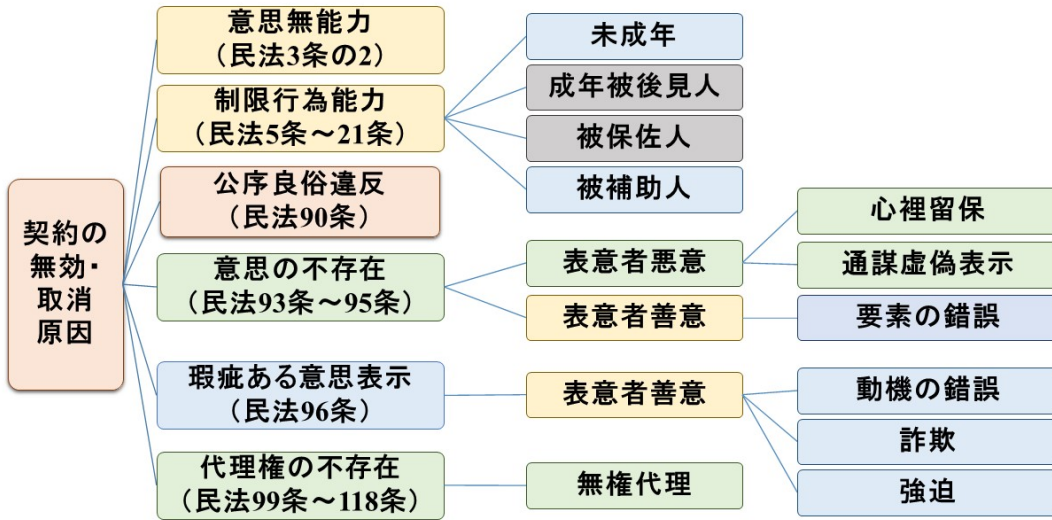
民法 94 条（虚偽表示）

| 改正民法 | 旧規定 | 再改正案（加賀山私案） |
|---|--|--|
| <p>第 94 条（虚偽表示）</p> <p>①相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする。</p> <p>②前項の規定による意思表示の無効は、<u>善意の第三者</u>に対抗することができない。</p> | <p>第 94 条（虚偽表示）</p> <p>①相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする。</p> <p>②前項の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。</p> | <p>第 94 条（虚偽表示）</p> <p>①相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする。</p> <p>②前項の規定による意思表示の無効は、<u>善意でかつ過失のない</u>第三者に対抗することができない。</p> |

民法 95 条（錯誤）

| 改正民法 | 旧規定 | 再改正案（加賀山私案） |
|--|---|---|
| <p>第 95 条（錯誤）</p> <p>①意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が<u>法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。</u></p> <p>一 意思表示に対応する意思を欠く錯誤</p> <p>二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤</p> <p>②前項第二号の規定による意思表示の取消しは、<u>その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。</u></p> <p>③錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第 1 項の規定による意思表示の<u>取消し</u>をすることができない。</p> <p>一 相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき。</p> <p>二 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。</p> <p>④第 1 項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。</p> | <p>第 95 条（錯誤）</p> <p>意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。</p> | <p>第 95 条（錯誤）</p> <p>①意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、<u>もしもその錯誤がなければ法律行為をしなかったというほどに重要なものであるときは、各号に</u>応じて、<u>無効とし又は取り消すことができる。</u></p> <p>一 意思表示に対応する意思を欠く錯誤（「<u>要素の錯誤</u>」という）<u>無効</u></p> <p>二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤（「<u>動機の錯誤</u>」という）<u>取消し</u></p> <p>②錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第 1 項の規定による意思表示を<u>無効とし又は取消し</u>とすることができない。</p> <p>一 相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき。</p> <p>二 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。</p> <p>③第 1 項の規定による意思表示の<u>無効又は取消し</u>は、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。</p> |

無効と取消しの類型のまとめ



民法 108 条（自己契約及び双方代理等）

| 改正民法 | 旧規定 | 再改正案（加賀山私案） |
|--|--|---|
| <p>第 108 条（自己契約及び双方代理等）</p> <p>①同一の法律行為について、相手方の代理人として、又は当事者双方の代理人としてした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。</p> <p>②前項本文に規定するもののほか、代理人と本人との利益が相反する行為については、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。</p> | <p>第 108 条（自己契約及び双方代理）</p> <p>同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。</p> | <p>第 108 条（自己契約及び双方代理等の利益相反行為）</p> <p>①同一の法律行為について、相手方の代理人として、又は当事者双方の代理人としてした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、<u>債務の履行及び本人の利益を害しないことが明らかであつて、かつ、本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。</u></p> <p>②前項本文に規定するもののほか、代理人と本人との利益が相反する行為については、代理権を有しない者がした行為とみなす。<u>利益が相反する場合には、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。</u></p> |

民法 120 条（取消権者）

| 改正民法 | 旧規定 | 再改正案（加賀山私案） |
|---|---|--|
| <p>第 120 条（取消権者）</p> <p>①行為能力の制限によって取り消すことができる行為は、制限行為能力者（他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為にあっては、当該他の制限行為能力者を含む。）又はその代理人、承継人若しくは同意をすることができる者に限り、取り消すことができる。</p> <p>②錯誤、詐欺又は強迫によって取り消すことができる行為は、^{かし}瑕疵ある意思表示をした者又はその代理人若しくは承継人に限り、取り消すことができる。</p> | <p>第 120 条（取消権者）</p> <p>①行為能力の制限によって取り消すことができる行為は、制限行為能力者又はその代理人、承継人若しくは同意をすることができる者に限り、取り消すことができる。</p> <p>②詐欺又は強迫によって取り消すことができる行為は、^{かし}瑕疵ある意思表示をした者又はその代理人若しくは承継人に限り、取り消すことができる。</p> | <p>第 120 条（取消権者）</p> <p>①行為能力の制限によって取り消すことができる行為は、制限行為能力者（他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為にあっては、当該他の制限行為能力者を含む。）又はその代理人、承継人若しくは同意をすることができる者に限り、取り消すことができる。</p> <p>②第 95 条 1 項 2 号の錯誤、詐欺又は強迫によって取り消すことができる行為は、^{かし}瑕疵ある意思表示をした者又はその代理人若しくは承継人に限り、取り消すことができる。</p> |

民法 147 条（裁判上の請求等による時効の完成猶予及び更新）

| 改正民法 | 旧規定 | 再改正案（加賀山私案） |
|--|--------------------------------|---|
| <p>第 147 条（裁判上の請求等による時効の完成猶予及び更新）</p> | <p>第 147 条（時効の中断事由）</p> | <p>第 147 条（裁判上の請求等による時効の短期更新及び中断・再開）</p> |

債権総論

民法 400 条（特定物の引渡の場合の注意義務）

| 改正民法 | 旧規定 | 再改正案（加賀山私案） |
|--|--|--|
| <p>第 400 条（特定物の引渡しの場合の注意義務）</p> <p>債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、<u>契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らして定まる善良な管理者の注意</u>をもって、その物を保存しなければならない。</p> | <p>第 400 条（特定物の引渡しの場合の注意義務）</p> <p>債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、善良な管理者の注意をもって、その物を保存しなければならない。</p> | <p>第 400 条（特定物の引渡しの場合の注意義務）</p> <p>債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、善良な管理者の注意をもって、その物を保存しなければならない。</p> |

民法 412 条の 2（履行不能）

| 改正民法 | 旧規定 | 再改正案（加賀山私案） |
|--|-----|---|
| <p>第 412 条の 2（履行不能）</p> <p>①債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であるときは、債権者は、その債務の履行を請求することができない。</p> <p>②契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であったことは、第 415 条の規定によりその履行の不能によって生じた損害の賠償を請求することを妨げない。</p> | — | <p>第 412 条の 2（履行不能）</p> <p>①債務の履行が不能であるときは、債権者は、その債務の履行を請求することができない。</p> <p>②契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であったことは、第 415 条の規定によりその履行の不能によって生じた損害の賠償を請求することを妨げない。</p> |

民法 415 条（債務不履行による損害賠償）

| 改正民法 | 旧規定 | 再改正案（加賀山私案） |
|---|--|---|
| <p>第 415 条（債務不履行による損害賠償）</p> <p>①債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は<u>債務の履行が不能であるときは</u>、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。<u>ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</u></p> <p>②前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、<u>債権者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">一 <u>債務の履行が不能であるとき。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">二 <u>債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">三 <u>債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。</u></p> | <p>第 415 条（債務不履行による損害賠償）</p> <p>債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。<u>債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。</u></p> | <p>第 415 条（債務不履行による損害賠償）</p> <p>①債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。<u>ただし、その債務の不履行が債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</u></p> <p>②前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、債権者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。</p> <p style="margin-left: 2em;">一 債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。</p> <p style="margin-left: 2em;">二 債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。</p> |

民法 420 条（賠償額の予定）

| 改正民法 | 旧規定 | 再改正案（加賀山私案） |
|---|---|--|
| 第 420 条 （賠償額の予定） ①当事者は、債務の不履行について損害賠償の額を予定することができる。 ②・③（略） | 第 420 条 （賠償額の予定） ①当事者は、債務の不履行について損害賠償の額を予定することができる。 <u>この場合において、裁判所は、その額を増減することができない。</u> ②・③（略） | 第 420 条 （賠償額の予定） ①当事者は、債務の不履行について損害賠償の額を予定することができる。 <u>この場合において、合意された金額が明らかに過大又は過小である場合には、裁判所は、その額を減額し、または、増額することができる。</u> ②・③（略） |

民法 424 条の 6（財産の返還又は価額の償還の請求）

| 改正民法 | 旧規定 | 再改正案（加賀山私案） |
|---|-----|---|
| 第 424 条の 6 （財産の返還又は価額の償還の請求） ①債権者は、受益者に対する詐害行為取消請求において、債務者がした行為の取消しとともに、その行為によって受益者に移転した財産の返還を請求することができる。 <u>受益者がその財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、その価額の償還を請求することができる。</u> ②債権者は、転得者に対する詐害行為取消請求において、債務者がした行為の取消しとともに、転得者が転得した財産の返還を請求することができる。 <u>転得者がその財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、その価額の償還を請求することができる。</u> | — | 第 424 条の 6 （財産の返還又は価額の償還の請求） ①債権者は、受益者に対する詐害行為取消請求において、債務者がした行為の否認とともに、その行為によって受益者に移転した財産に対して強制執行をすることができる。 ②債権者は、転得者に対する詐害行為取消請求において、債務者がした行為の否認とともに、転得者が転得した財産に対して強制執行をすることができる。 |

民法 477 条（預金又は貯金の口座に対する払込みによる弁済）

| 改正民法 | 旧規定 | 再改正案（加賀山私案） |
|---|-----|---|
| 第 477 条 （預金又は貯金の口座に対する払込みによる弁済） 債権者の預金又は貯金の口座に対する払込みによってする弁済は、債権者がその預金又は貯 | — | 第 477 条 （預金又は貯金の口座に対する払込みによる弁済） ①債権者の預金又は貯金の口座に対する払込みによってする弁済の場合には、 <u>弁済者が振込みを依頼し、弁済者の預金又は貯金の口座から振込相当額が引き落とされた時点で、弁済の提供及び供託が行われたのと同様に扱い、弁済者は、その時点から、債務の不履行によって生ずべき一切の責任を免れる。</u> ②前項の振込みによってする弁済の場合には、債権者がその預金又は貯金に係る債権の債務者（以下、「銀行等」という。） |

| 改正民法 | 旧規定 | 再改正案（加賀山私案） |
|--|-----|--|
| 金に係る債権の債務者に対してその払込みに係る金額の払戻しを請求する権利を取得した時に、その効力を生ずる。 | | <p>に対してその振込みに係る金額の払戻しを請求する権利を取得するまでは、<u>弁済者は、銀行等に対して、振込みの組戻しを請求することができる。この場合においては、弁済者は、振込みをしなかったものとみなす。</u></p> <p>③第1項の振込によってする弁済は、<u>債権者がその預金又は貯金に係る債権の債務者に対してその払込みに係る金額の払戻しを請求する権利を取得したときは、弁済者の預金又は貯金の口座から振込相当額が引き落とされた時点に遡って、その効力を生ずる。</u></p> |

民法 478 条（受領権者としての概観を有する者に対する弁済）

| 改正民法 | 旧規定 | 再改正案（加賀山私案） |
|---|---|--|
| <p>第 478 条（受領権者としての外観を有する者に対する弁済）</p> <p><u>受領権者（債権者及び法令の規定又は当事者の意思表示によって弁済を受領する権限を付与された第三者をいう。以下同じ。）以外の者であって取引上の社会通念に照らして受領権者としての外観を有するもの</u>に対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する。</p> | <p>第 478 条（<u>債権の準占有者</u>に対する弁済）</p> <p><u>債権の準占有者</u>に対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する。</p> | <p>第 478 条（<u>表見受領権者</u>に対する弁済）</p> <p>受領権者（債権者及び法令の規定又は当事者の意思表示によって弁済を受領する権限を付与された第三者をいう。以下同じ。）以外の者であって、受領権者としての外観を有するものに対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する。</p> |

民法 483 条（特定物の現状による引渡し）

| 改正民法 | 旧規定 | 再改正案（加賀山私案） |
|--|--|--|
| <p>第 483 条（特定物の現状による引渡し）</p> <p>債権の目的が特定物の引渡しである場合において、<u>契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らしてその引渡しをすべき時の品質を定めることができないときは、弁済をする者は、その引渡しをすべき時の現状でその物を引き渡さなければならない。</u></p> | <p>第 483 条（特定物の現状による引渡し）</p> <p>債権の目的が特定物の引渡しであるときは、弁済をする者は、その引渡しをすべき時の現状でその物を引き渡さなければならない。</p> | <p>第 483 条（特定物の現状による引渡し）</p> <p>債権の目的が特定物の引渡しである場合において、<u>その引渡しをすべき時の品質を定めることができないときは、弁済をする者は、その引渡しをすべき時の現状でその物を引き渡さなければならない。</u></p> |

民法 504 条（債権者による担保の喪失等）

| 改正民法 | 旧規定 | 再改正案（加賀山私案） |
|---|---|---|
| <p>第 504 条（債権者による担保の喪失等）</p> <p>① <u>弁済をするについて正当な利益を有する者（以下この項において「代位権者」という。）がある場合において、債権者が故意又は過失によってその担保を喪失し、又は減少させたときは、その代位権者は、代位をするに当たって担保の喪失又は減少によって償還を受けることができなくなる限度において、その責任を免れる。その代位権者が物上保証人である場合において、その代位権者から担保の目的となっている財産を譲り受けた第三者及びその特定承継人についても、同様とする。</u></p> <p>② <u>前項の規定は、債権者が担保を喪失し、又は減少させたことについて取引上の社会通念に照らして合理的な理由があると認められるときは、適用しない。</u></p> | <p>第 504 条（債権者による担保の喪失等）</p> <p><u>第 500 条〔法定代位〕の規定により代位をすることができる者がある場合において、債権者が故意又は過失によってその担保を喪失し、又は減少させたときは、その代位をすることができる者は、その喪失又は減少によって償還を受けることができなくなった限度において、その責任を免れる。</u></p> | <p>第 504 条（債権者による担保の喪失による保証人等の免責）</p> <p>① <u>弁済をするについて正当な利益を有する者（以下この項において「代位権者」という。）がある場合において、債権者が故意又は過失によってその担保を喪失し、又は減少させたときは、その代位権者は、代位をするに当たって担保の喪失又は減少によって償還を受けることができなくなる限度において、その責任を免れる。その代位権者が物上保証人である場合において、その代位権者から担保の目的となっている財産を譲り受けた第三者及びその特定承継人についても、同様とする。</u></p> <p>② <u>前項に反するすべての条項は、書かれなかったものとみなす。</u></p> |

債権各論

民法 541 条（催告による解除）

| 改正民法 | 旧規定 | 再改正案（加賀山私案） |
|--|--|--|
| <p>第 541 条（催告による解除）</p> <p>当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。<u>ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</u></p> | <p>第 541 条（履行遅滞等による解除権）</p> <p>当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。</p> | <p>第 541 条（催告による解除）</p> <p>当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。</p> |

民法 542 条（催告によらない解除）

| 改正民法 | 旧規定 | 再改正案（加賀山私案） |
|---|---|---|
| <p>第 542 条（催告によらない解除）</p> <p>①次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。</p> <p>一 <u>債務の全部の履行が不能であるとき。</u></p> <p>二 債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。</p> <p>三 <u>債務の一部の履行が不能である場合又は債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。</u></p> <p>四 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、債務者が履行をしないでその時期を経過したとき。</p> <p>五 前各号に掲げる場合のほか、債務者がその債務の履行をせず、債権者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。</p> <p>②次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。</p> <p>一 <u>債務の一部の履行が不能であるとき。</u></p> <p>二 債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。</p> | <p>第 542 条（定期行為の履行遅滞による解除権）</p> <p>契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、当事者の一方が履行をしないでその時期を経過したときは、相手方は、前条の催告をすることなく、直ちにその契約の解除をすることができる。</p> | <p>第 542 条（催告によらない解除）</p> <p>①次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。</p> <p>二 債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。</p> <p>三 債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。</p> <p>四 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、債務者が履行をしないでその時期を経過したとき。</p> <p>五 前各号に掲げる場合のほか、債務者がその債務の履行をせず、債権者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。</p> <p>②債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したときは、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。</p> |

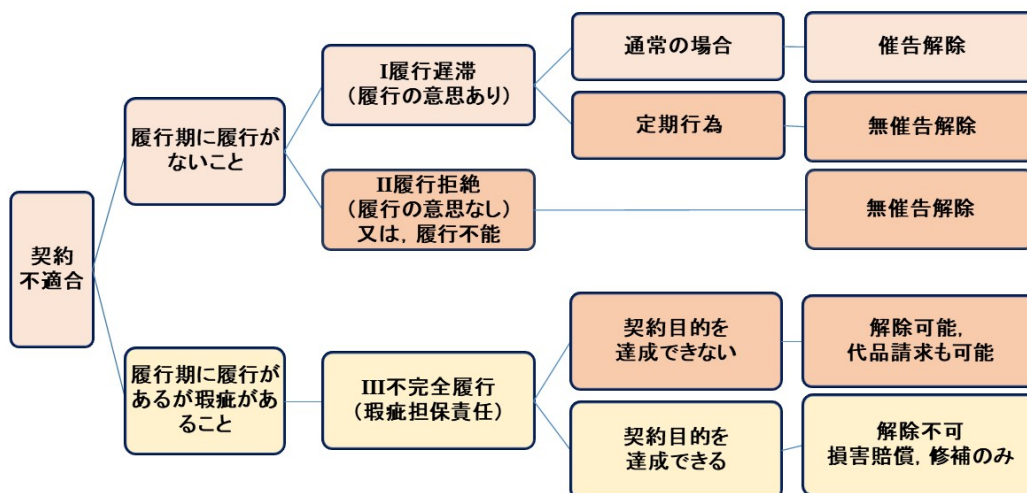
民法 543 条（債務者の責めに帰すべき事由による場合）

| 改正民法 | 旧規定 | 再改正案（加賀山私案） |
|--|---|---|
| <p>第 543 条（債権者の責めに帰すべき事由による場合）</p> <p>債務の不履行が債権者の責めに帰すべき事由に</p> | <p>第 543 条（履行不能による解除権）</p> <p>履行の全部又は一部が不能となったときは、債権者は、契約の解除をすることができる。ただし、その</p> | <p>第 543 条（債権者の責めに帰すべき事由による場合）</p> <p>債務の不履行が、<u>もっぱら</u>債権者の責めに帰すべき</p> |

| 改正民法 | 旧規定 | 再改正案（加賀山私案） |
|---|--|--|
| よるものであるときは、債権者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。 | 債務の不履行が債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。 | 事由によるものであるときは、債権者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。 |

契約不履行と解除に関するまとめ

債務不履行の未来（不能概念の遅滞・拒絶への吸収）



民法 548 条の 2（定型約款の合意）

| 改正民法 | 旧規定 | 再改正案（加賀山私案） |
|---|-----|---|
| 第 548 条の 2（定型約款の合意） ①略 ②前項の規定にかかわらず、同項の条項のうち、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、 <u>その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして</u> 第 1 条第 2 項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をしなかったものとみなす。 | — | 第 548 条の 2（定型約款の合意） ①略 ②前項の規定にかかわらず、同項の条項のうち、 <u>法令中の公の秩序に関しな</u> <u>い規定の適用による場合に比して</u> 相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、第 1 条第 2 項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をしなかったものとみなす。 |

民法 562 条（買主の追完請求権）

| 改正民法 | 旧規定 | 再改正案（加賀山私案） |
|--------------------------|-----|------------------------|
| 第 562 条（買主の追完請求権） | — | 第 562 条（売主の追完権） |

| 改正民法 | 旧規定 | 再改正案（加賀山私案） |
|---|-----|---|
| <p>①引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、<u>買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。</u>ただし、<u>売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。</u></p> <p>②前項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、<u>買主は、同項の規定による履行の追完の請求をすることができない。</u></p> | | <p>引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない（以下、「<u>目的物に瑕疵がある</u>」という）ものであるときは、<u>売主は、不合理に遅滞せず、かつ、買主に対して不合理な不便又は買主の支出した費用につき自己から償還を受けることについての不安を生じさせない場合には、自己の費用負担により買主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を行うことができる。</u></p> |

民法 564 条（買主の損害賠償請求及び解除権の行使）

| 改正民法 | 旧規定 | 再改正案（加賀山私案） |
|---|--|--|
| <p>第 564 条（買主の損害賠償請求及び解除権の行使）</p> <p>前 2 条の規定は、第 415 条の規定による損害賠償の請求並びに第 541 条及び第 542 条の規定による解除権の行使を妨げない。</p> | <p>第 570 条（売主の瑕疵担保責任）</p> <p>売買の目的物に隠れた瑕疵があったときは、第 566 条〔地上権等がある場合等における売主の担保責任〕の規定を準用する。ただし、強制競売の場合は、この限りでない。</p> | <p>564 条（買主の損害賠償請求権及び解除権）</p> <p>前 2 条の規定は、第 415 条の規定による損害賠償の請求並びに第 541 条及び第 542 条の規定による解除権の行使を妨げない。<u>この場合には、第 543 条の規定は適用しない。</u></p> |

民法 567 条（目的物の滅失等についての危険の移転）

| 改正民法 | 旧規定 | 再改正案（加賀山私案） |
|---|----------|--|
| <p>第 567 条（目的物の滅失等についての危険の移転）</p> <p>①売主が買主に目的物（売買の目的として特定したものに限る。以下この条において同じ。）を引き渡した場合において、その引渡しがあった時以後にその目的物が当事者双方の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、買主は、その滅失又は損傷を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。この場合において、買主は、代金の</p> | <p>—</p> | <p>第 567 条（目的物の滅失等についての危険の移転）</p> <p>①売主が買主に^{かし}瑕疵のある目的物（売買の目的として特定したものに限る。以下この条において同じ。）を引き渡した場合において、その引渡しがあった時以後にその目的物が当事者双方の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、買主は、その滅失又は損傷を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができ<u>る</u>。この場合において、買主</p> |

| 改正民法 | 旧規定 | 再改正案（加賀山私案） |
|--|-----|---|
| <p>支払を拒むことができない。</p> <p>②売主が契約の内容に適合する目的物をもって、その引渡しの債務の履行を提供したにもかかわらず、買主がその履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、その履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその目的物が滅失し、又は損傷したときも、<u>前項と同様とする。</u></p> | | <p>は、代金の支払を拒むことができる。</p> <p>②売主が契約の内容に適合する目的物をもって、その引渡しの債務の履行を提供したにもかかわらず、買主がその履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、その履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその目的物が滅失し、又は損傷したときは、<u>買主は、前項に規定した権利を行使することができない。</u></p> |